● 宅地建物取引業免許（新規）申請から取得までの概要と流れ（愛知県知事免許の場合）

● 免許申請書の様式の入手

免許申請書の様式は、愛知県自治センター6 階の売店又は宅建取引業保証協会の窓口でご購入いただくか、建設業不動産業課のホームページから様式データをダウンロードして入手して下さい。

↓

● 免許申請書の作製・添付書類の収集

入手した免許申請書に必要事項を記入し、添付書類を取りそろえて下さい。

↓

● 免許申請書及び添付書類の提出

建設業不動産業課窓口まで提出して下さい。
なお、提出の際は、免許申請書及び添付書類について、一式副本（コピーで可）を作製し、正副併せてお持ち下さい。また、手数料（愛知県収入証紙で納付）が３万３千円かかりますので、ご準備下さい。

→

● 再提出

提出書類に不備・不足がある場合、再提出をしていただきます。

↓

● 受理

提出書類に不備・不足が無ければ、窓口にて正本を受理し、副本に受領印を押して返却します。副本は、申請者において、申請をしたことの証明として保管をしていただきます。

↓

● 審査

提出書類をもとに、建設業不動産業課にて審査を行います。審査期間は 30 日から 50 日で、申請者によって異なります。
審査事項は、宅建業法第 5 条に定める欠格事由（宅地建物取引業法違反歴、犯罪歴、破産、制限能力、暴力団員該当等）の有無、常勤義務を課された者（代表者、制令使用人、専任取引主任者）の常勤性確保の有無、事務所の状況などです。

↓

● 免許の通知

審査を通過した申請者に対して、その旨ハガキにより通知します。

↓

（宅地建物取引業保証協会へ加入する場合）

● 宅地建物取引業保証協会への加入準備手続

宅地建物取引業保証協会加入をお考えの場合は、県での審査中、並行して加入の準備手続を進めておいて下さい。
・（社）愛知県宅地建物取引業協会
・（社）全日本不動産協会愛知県本部

↓

● 宅地建物取引業保証協会への加入

加入した宅地建物取引業保証協会から、「社員加入報告及び弁済業務保証金供託届出書」が交付されます。

● 営業保証金の供託

主たる事務所を所管する法務局にて、営業保証金を供託して下さい。供託後、「供託書」が交付されます。

↓

● 供託済証の届出

交付を受けた、「供託書」の写し（供託の場合）又は「社員加入報告及び弁済業務保証金供託届出書」（宅地建物取引業保証協会加入の場合）を、建設業不動産業課窓口までご提出下さい。

↓

● 宅地建物取引業免許証の交付